

倫理委員会議事次第

(第 103 回 2026 年 3 月 4 日 (水) 13:00~14:50)

I 開会

II 議題

審議事項

1. 倫理規則及び倫理規則実務ガイダンス第 1 号「倫理規則に関する Q&A (実務ガイダンス)」の改正並びに「公開草案に対するコメントの概要及び対応」(サステナビリティ、外部の専門家の作業の利用、タックス・プランニング)について

【資料 1-1~1-6】

2. 倫理規則実務ガイダンス第 3 号「監査人の独立性チェックリスト (実務ガイダンス)」及び第 4 号「監査法人監査における監査人の独立性チェックリスト (実務ガイダンス)」の改正について

【資料 2-1~2-6】

報告事項

1. IESBA2025 年 12 月会議報告について

【資料 4】

2. 会員からの職業倫理相談状況について

【資料 5】

III 閉会

以 上

資料	資料No.
第 18 回倫理委員会有識者懇談会報告	1-1
公開草案に対するコメント対応表	1-2
倫理規則新旧対照表	1-3
倫理規則改正案（公開草案からの履歴版）	1-4
実務ガイダンス改正案（現行からの履歴版）	1-5
実務ガイダンス改正案（公開草案からの履歴版）	1-6
倫理規則実務ガイダンス第 3 号及び第 4 号の改正について	2-1
本文（第 3 号）	2-2
法令編（第 3 号）	2-3
倫理規則編（第 3 号）	2-4
本文（第 4 号）	2-5
チェックリスト（第 4 号）	2-6
IESBA2025 年 12 月会議報告	4
会員からの職業倫理相談状況	5

2026年3月4日
第103回倫理委員会
配付資料No. **2-1**

倫理規則実務ガイダンス第3号「監査人の独立性チェック リスト（実務ガイダンス）」及び第4号「監査法人監査に おける監査人の独立性チェックリスト（実務ガイダン ス）」の改正について

2026/3/4



実務ガイダンス第3号及び第4号の概要について

- 実務ガイダンス第3号「監査人の独立性チェックリスト（実務ガイダンス）」
 - ▶ 本実務ガイダンスは、監査事務所における品質管理の手続として監査事務所や業務従事者及び独立性の規定の対象となる他の者の独立性の保持に関する方針と手続を策定するに際し、その参考に資するため、監査人の独立性に関する法令等を集約し、倫理規則編及び法令編の二つのチェックリスト形式でまとめたものである。
- 実務ガイダンス第4号「監査法人監査における監査人の独立性チェックリスト（実務ガイダンス）」
 - ▶ 本実務ガイダンスは、有限責任監査法人が作成する計算書類について、特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人が監査を行う際の参考に資するため、特別の利害関係に関する公認会計士法、同法施行令及び同法施行規則の規定を、チェックリスト形式でまとめたものである。

上記2本の実務ガイダンスについては、関係法令や倫理規則の改正に合わせ、適宜アップデートを行っている。

実務ガイダンス第3号及び第4号の改正について

● 実務ガイダンス第3号の改正について

▶ 倫理規則編

- ◆ 2025年7月改正の倫理規則では、以下が改正されている。
 - 《倫理規則に関する手引》の一部追記
 - 第300.3 JP項の追加（セクション380の会員の解説）
 - 第360.6 A1項の追加（犯収法に関する規定）
 - **タックス・プランニング（セクション280・380）の新設**
 - 用語集の一部追記

- ◆ 本実務ガイダンスのチェックリストは、監査業務を提供する際の独立性に関して留意しなければいけない点をまとめており、独立性に関する規則であるパート4の項目がメインとなっている。監査業務を提供する際には、独立性のほか、贈答・接待、セカンドオピニオン、違法行為といったパート3の倫理に関する事項についても留意しなければならないため、パート3の全てのセクションについて、「はじめに」の概念的枠組み対応のみチェックリストに盛り込んでいるが、セクション380は、タックス・プランニング業務を提供する際の留意点をまとめたものであり、監査業務とは適用される場面が異なるため、チェックリストには含めないこととする。

▶ 法令編

- ◆ 公認会計士法施行規則の改正に伴う条文番号の修正が必要（計38か所）であるため、今回改正することとする。

● 実務ガイダンス第4号の改正について

▶ 実務ガイダンス第4号には、倫理規則編はなく、法令編のみである。

- ▶ なお、法令編の参照条文については、公認会計士法施行規則の改正に伴う条文番号の修正が必要（計14か所）であるため、今回改正することとする。

今後のスケジュール

- 本日の倫理委員会での承認後、3月18日（水）の常務理事会で審議を行い、承認され次第、3月下旬頃に協会ウェブサイト公表する予定である。

日付	会議体	内容
2026年1月22日	合同作業部会	実務ガイダンス第3号及び第4号の改正の要否について
2026年3月4日（本日）	倫理委員会	実務ガイダンス第3号及び第4号の改正に関する審議
2026年3月18日	本会役員会	同上

●● 信頼の力を未来へ
jicpa

◆ 日本公認会計士協会

2026年3月4日
第103回倫理委員会
配付資料No. **4**

IESBA 2025年12月会議報告

2026/3/4



IESBA会議（2025年12月）の概要

- 2025年12月8日から12日までの5日間にて、ニューヨークで実施した。ボードメンバー17名中15名が対面で、2名がオンライン形式で参加した。
- 次回の会議予定：2026年3月9日から12日までの計4日間の日程で、ニューヨークにて対面形式で開催される。

IESBA12月会議の内容

- 会計事務所等の文化及びガバナンス
- 戦略及び作業計画 2028-2031
- SMART
- 最高財務責任者（CFO）の役割
- 採用と実施(A&I)
- IIMAG
- テクノロジー
- 集団投資ビークル（CIV）及び年金基金
- その他

会計事務所等の文化及びガバナンス（1/4）

● プロジェクト概略

- ▶ 会計事務所等の非倫理的行動により、会計事務所等やその個人に対し、重要な制裁や不利益がもたらされ、会計専門職に対する社会的な信頼が揺らいだことなどから、本プロジェクトが開始された。
- ▶ IESBAは、会計事務所等における倫理的行動を促進、支援及び強化する文化及びガバナンスの枠組みを確立するために、2024年12月にプロジェクトを開始し、次の二つのプロジェクトを並行して進めることとされた。
 - ◆ **IESBA倫理規程の改訂（基準設定プロジェクト）**
 - ・ 2025年12月公開草案、2026年12月確定
 - ◆ **非公式文書（Non-Authoritative Material : NAM）の作成**
- ▶ その後、ラウンドテーブル等での本プロジェクトへの懸念の声を踏まえ、2025年12月に公開草案を公開するためには準備不足が懸念されることから、優先順位を入れ替え（resequence）、**2026年6月までは情報収集とNAMの開発を進めることとなった。**

会計事務所等の文化及びガバナンス（2/4）

- 2025年12月会議で議論された事項
 - ▶ プロジェクトを推進するに当たっての基本的な考え方をまとめた、「文脈的文書」「包括的文書」「ビューポイント」の三つの文書についての検討
 - ▶ 今後のFCGフレームワークの開発アプローチに関する**ステークホルダーへのアウトリーチ**等についての検討
 - ▶ 2026年上半期に実施予定のアウトリーチにおいて、FCGフレームワークをどのように開発すべきかについて、**五つのオプション**（※次スライド参照）が示された。
 - ▶ FCGフレームワークの草案作成後にISQM1と比較することが提案された。

会計事務所等の文化及びガバナンス（3/4）

【五つのオプション】

Potential Way Forward for FCG Framework

As part of Q1-Q2 stakeholder outreach, IESBA reps will seek stakeholder input on potential way forward re how best to develop FCG framework; various options, including (but not limited to):

Integrate the FCG framework into the Code

Develop the FCG framework outside the Code

Option A

- Overarching requirement(s)
- Supported by application material and NAM

Option B

- New section with more specific requirements
- Supported by application material and NAM

Option C

- Expand on existing application material
- No new requirements

Option D

- Standalone set of guiding principles outside the Code
- Would be voluntary, but strongly encouraged for adoption

Option E

- Comprehensive plan of NAM and other supporting materials

【オプションA】

- **倫理規程**で定める（包括的な要求事項+適用指針+NAM）。

【オプションB】

- **倫理規程**で定める（新セクションでの個別の要求事項+適用指針+NAM）。

【オプションC】

- **倫理規程**で定める（現行適用指針の拡大）。

【オプションD】

- **倫理規格外**で開発（独立した原則）。適用は任意だが強く推奨される。

【オプションE】

- **倫理規格外**で開発（NAM+他の資料）。

会計事務所等の文化及びガバナンス（4/4）

- 五つのオプションについての議論
 - ▶ 五つのオプションについては、ボードメンバーから様々な見方が示された。
 - ▶ 文化の醸成は、短期間で成し遂げられるものではない。
 - ▶ 文化は会計事務所等に強制するものではなく、会計事務所が自発的に行動して成し遂げられるべきものである。→ 要求事項ではなく、「指針となる原則」がその役割を果たす。
 - ▶ 現行のIESBA倫理規程にある倫理的文化に関する規定を削除し、NAMのみを有効とすべきである。
 - ▶ これらのオプションに対するステークホルダーからのフィードバックをどのように評価するかについては、事前に合意しておくべきである。
- 2025年12月会議での結論
 - ▶ 文脈的文書、包括的文書及びビューポイントの三つの文書が承認された。
- 日本への影響
 - ▶ 仮に、IESBA倫理規程が改訂された場合、独立非業務執行役員（INE）等の設置や倫理的な行動にインセンティブを与える業績評価管理について定められる可能性があり、また、全ての会計事務所等及びそのネットワーク・ファーム、監査以外の全ての業務領域に適用対象が広がる可能性があり、**我が国の監査法人のガバナンスコードの範囲を超える可能性がある**。IESBAがどのようなフレームワークで本テーマを取り扱うのか（倫理規程で扱うのか否か、及びその内容）について今後の議論の動向を注視するとともに、IESBAに意見発信していく必要がある。

戦略及び作業計画 2028-2031

- プロジェクト概略
 - ▶ IAASBとIESBAが2028-2031年の戦略・作業計画（SWP）を策定するため、共同でステークホルダー調査を実施し、これをもとに2028-2031年のSWPを策定するためのプロジェクト
- 2025年12月会議で議論された事項
 - ▶ 共同ステークホルダー調査（共同調査）の草案の合意
 - ▶ 共同調査の実施時期・コメント募集期間の決定
- 共同調査の内容
 - (1)回答者の属性（所属先、法域等）
 - (2)背景（IFEA、IAASB及びIESBAの役割、SWP2024-2027の戦略目標等）
 - (3) **2028-2031年におけるIAASB及びIESBAの戦略的ポジショニング**（IAASB及びIESBAが達成すべき成果）
 - (4) **主要な環境動向**（①DX、②地政学的・規制環境の変化、③サステナビリティに関する進化する期待、④会計事務所等の進化する構造及びビジネスモデル）
 - (5) **IAASB及びIESBAの作業計画における共同アクション領域**（IAASB及びIESBAが共同して行うプロジェクト）
- 2025年12月会議での結論
 - ▶ 共同調査は、2026年1月21日頃に公表され、90日間又は120日間のコメント募集期間が設けられる予定である。コメント期間については、90日と120日とで意見が分かれ、継続して議論することになった。
- 日本への影響
 - ▶ IESBAのプロジェクトは、我が国の倫理規則及び実務に大きな影響を及ぼすため、プロジェクトの優先順位や検討方針、内容等に応じて、テーマの設定段階から必要な意見発信を適時に行うことが重要である。

SMART

- プロジェクト概略
 - ▶ SMARTイニシアチブ（Simplification, Mobilization, Adoption, Responsiveness, and Targeted Action）に基づき、**IESBAの基準設定及び利害関係者エンゲージメントプロセスの明確性、効率性、グローバルな関連性を高める**ための継続的な改善努力の一環として、2025年6月に開始された。PIOBの公益フレームワーク（PIF）に基づく統一された価値観の下、ボード及びスタッフの作業、コミュニケーション、エンゲージメントの方法について首尾一貫したアプローチを提供するためのプロジェクト
- 2025年12月会議で議論された事項
 - ▶ 運用ツールとして開発されたフレームワークガイド案についてのフィードバック
 - ▶ 今後のステップについての共有
- フレームワークガイド案の構成
 - ▶ ガイドライン
 - ▶ チェックリスト
 - ▶ 「Fast-Track SMART（15のコアアクション）」：チェックリストを集約し最低限の共通基準を定めたもの
- 2025年12月会議での結論
 - ▶ 次のステップとして2026年1Qでのワークショップの開催、2026年中の選定プロジェクトでのパイロット実施の方向性が示された。

最高財務責任者（CFO）の役割（1/2）

- プロジェクト概略
 - ▶ 近年、CFOの役割が、財務管理に焦点を当てたものから、ガバナンス、サステナビリティ、デジタルトランスフォーメーション、企業リスク管理へと拡大していることから、**CFOに求められる倫理の水準を上げようとするプロジェクト**である。CFOの進化する役割等について調査を行い、現行の倫理規程の改訂の必要性等（**非職業会計士であるCFOも対象範囲に含めることを含む。**）についての検討が行われている。
- 2025年12月会議で議論された事項
 - ▶ 2026年1Q及び2Qのアクションの方向性の検討
 - ▶ ラウンドテーブル向けのブリーフィング・ノートの案と、提案されている拡大サーベイについての検討
- ラウンドテーブルの概要
 - ▶ 午前の部がCFO向け、午後の部がその他の利害関係者向けに分けて開催
 - ▶ さらにセッション1と2に分けられ、セッション1では、進化するCFOの役割、関連する倫理的課題、CFOの現状に関して、セッション2では、IESBA倫理規程の妥当性及び今後期待されるIESBAの対応に関して意見交換が行われるとされている。

最高財務責任者（CFO）の役割（2/2）

- 2025年12月会議での結論
 - ▶ 今後のプロジェクトの方向性については、ボードメンバーでも異なる見解（プロジェクト推進派と懐疑派）があり、**はっきりとした方向性は定まっていない。**
 - ▶ 2025年9月の会合以降の活動に関するCFOの役割プロジェクトチームからの最新情報を検討し、IESBAへの将来の提言に資する情報の内容や、収集方法について、模索的段階であることを再確認した。
- 日本への影響
 - ▶ non-PAも倫理規程の対象とすることも含めて検討が行われており、実効性の観点から懸念がある。倫理規程で扱うことの適否も含めて、今後の議論の動向を注視するとともに、今後実施されるサーベイやラウンドテーブル等においてIESBAに意見発信していく必要がある。

採用と実施(A&I)

- プロジェクト概略
 - ▶ A&Iワーキンググループによる、IESBA基準（コード、IESSA等）の採用や実施を目的としたプロジェクト
- 2025年12月会議で議論された事項
 - ▶ 2025年9月会議以降の、IESBAのサステナビリティ報告・保証業務に関する倫理規程及び外部専門家の作業の利用に関する倫理規程の採用及び実施に関する活動報告
 - ▶ サステナビリティ報告・保証業務及び外部専門家の作業の利用に関する倫理規程の採用と実施をサポートするためのアクションプランの更新
 - ▶ パートナーシップ枠組み案の提案
- 2025年12月会議での結論
 - ▶ パートナーシップの枠組みについて、各国の利害関係者と協力してIESBA倫理規程の採用と実施をさらに進めていくために、各国の実務家、専門団体、当局等の**利害関係者とパートナーシップを結び、対応策を設計する**といった取組がIESBA主導で行われる予定である。

IIMAG (IESSA Implementation Monitoring Advisory Group)

- プロジェクト概略
 - ▶ IESBA倫理規程のパート5 (IESSA) の実務適用を監視、支援するためのアドバイザリーグループ (IIMAG) の活動の更新と特定の課題への対応策を議論するプロジェクト
- 2025年12月会議で議論された事項
 - ▶ 11月に実施されたIIMAG会合での、バリュー・チェーン、IESSAの相互運用性、導入初年度の課題、適用日及び経過措置等についての報告
- 2025年12月会議での結論
 - ▶ IESBAは2026年を通じて、IIMAGから定期的な進捗報告を受けることが確認された。

テクノロジー

- プロジェクト概略
 - ▶ テクノロジーの倫理・独立性に対する影響を継続監視し、倫理規程を実務に定着させるためのプロジェクト
- 2025年12月会議で議論された事項
 - ▶ テクノロジー・ワーキング・グループの最新の活動状況及び10月にニューヨークで開催されたステークホルダー諮問委員会（SAC）会議におけるテクノロジーセッションの報告
- 2025年12月会議での報告
 - ▶ 自立型AIの急速な加速に伴う、バイアス・誤情報への対応や批判的思考の喪失などの懸念点の提示
 - ▶ 急速な技術進歩の中で職業会計士が適性を維持し健全な判断を行使できるよう、継続的な研修とスキル開発の必要性の提示
 - ▶ 後の取組として、IESBAが発行した非公式ガイダンスの更新や利害関係者との関わりを強化するための革新的なデジタルツール（チャットボット）の開発などの提示

集団投資ビークル（Collected Investment Vehicle）及び年金基金

- プロジェクト概略
 - ▶ **CIVs及び年金基金の監査における監査人の独立性確保**を目的としたプロジェクト。CIV及び年金基金（Pension Funds）は、伝統的な企業構造と異なり、そのガバナンスや事業構造が分散化され、管理及び助言機能がしばしば第三者（投資顧問、投資信託委託会社、受託者及び保管機関等）に外部委託されているといった複雑性から、IESBAは、これまで投資スキームの監査人の独立性を評価する際に、IESBA倫理規程における**関連事業体の定義や概念的枠組みをどのように適用すべきか**について課題を認識し、議論してきた。
- 2025年12月会議で示された四つのオプション
 - (1) IESBA倫理規程の改訂は行わず、**NAM**を開発する。
ただし、IESBA倫理規程の適用指針として組み込むメリットがあるかどうかを再検討することも考えられるとしている（将来的な選択肢(2)の採用の可能性）。
 - (2) IESBA倫理規程に**新たな適用指針**を含める。
 - (3) **IESBA倫理規程の大幅な改訂**を行う。
 - (4) 現状維持、すなわち、**IESBA倫理規程の改訂やNAMの発行を行わない**。
- 2025年12月会議での結論
 - ▶ 四つのオプションのうち、（1）を進めることにボードメンバーの同意が得られた。

その他（新規課題・アウトリーチ委員会（EIOC））

- プロジェクト概略
 - ▶ EIOCは通常の戦略計画外で生じる課題（新規課題）に対し、レビュー、助言、アウトリーチを担うプロジェクト
- 2025年12月会議で報告された事項
 - ▶ 2025年3月以降のEIOCの活動として、同年11月に開催された『Accounting Today』主催のプライベート・エクイティ・サミットに参加し、会計事務所等とプライベート・エクイティ投資家の双方からプライベート・エクイティ投資に関する意見交換が行われ、会計事務所へのプライベート・エクイティ投資によって、会計事務所には自動化やAI、オフショアリングといった急速な変革が起きていることや、投資側にとっては技術や人材戦略のための資本を獲得できるといった旨の報告が行われた。
- 2025年12月会議での結論
 - ▶ 会計事務所におけるプライベート・エクイティ投資の継続的な重要性と、それが倫理及び独立性に及ぼす影響を認識した。IESBAはこのテーマがより重点的な検討を要する事項であることを認識しており、個別の作業部会を立ち上げることについて同意が得られた。

●● 信頼の力を未来へ
jicpa

◆ 日本公認会計士協会

2026年3月4日
第103回倫理委員会
配付資料No. **5**

会員からの職業倫理相談状況

2026/3/4



会員からの職業倫理相談状況（2026年2月）

- 2026年2月27日：4件
- 相談カテゴリー
 - 報酬依存度、ローテーション、就職制限

作業部会 審議日		相談事項
2月27日	①	報酬依存度の算定及び判定の基準日について
	②	同一の監査法人が依頼人及び依頼人の貸付先の監査業務を行っている場合において、報酬依存度の算定に当たり、当該貸付先を報酬依存度の計算式の分子に含めるか否かについて
	③	複数会計期間の、過去期の監査業務、訂正報告書に係る監査業務及び進行期の監査業務を同時に受嘱した場合の連続関与期間の考え方について
	④	監査法人の代表社員が税理士法人においても代表社員を務めている状況で、当該税理士法人において代表社員を務める別の者が当該監査法人の依頼人の取締役就任した場合、当該監査法人が当該依頼人の監査を継続することの可否

●● 信頼の力を未来へ
jicpa

◆ 日本公認会計士協会